

初期大老井伊直孝の二つの役割

—松平忠明との比較を通して—

野田 浩子

はじめに

本稿は、江戸幕府大老職の起源ともいえる立場にあった井伊直孝の行為と役割について検討しようとするものである。筆者はこれまで、井伊直興以来井伊家当主が度々就いた大老職は將軍徳川家光・家綱時代の直孝の役割を継承したものであり、同系統の者として松平忠明、保科正之がいることを示し、あわせて、土井利勝・酒井忠勝・酒井忠清・堀田正俊ら老中を経て「大老」となった者とは系統が異なることを示した^①。同名で呼ばれることがあっても幕政上の立場や役割は異なるということである。二系統あつた初期大老の差異に注目した前稿に引き続き、本稿では同系統に属した松平忠明との比較を通じて直孝の役割を追究する。

直孝らの政治的役割は藤井讓治氏が老中制形成過程の研究の中で論じている^②。徳川家臣団で最大の軍団を率いる直孝と忠明が年寄衆のグループを形成し、幕政参与することで家光親政開始当初の幕政強化がはかられたとする。この論は当該期の幕政諸勢力を詳細に分析して導き出されたものであり、両名を幕政の一勢力に位置づけた意義は大きいと考える。しかし分析対象が幕政上の行為のみにとどまっている。

一方、三宅正浩氏は武家編成区分を追究する中で両名を位置づけた^③。徳川家臣である譜代大名は軍事をつかさどる「譜代」と側近で奉公した「旗本」に二分されていたことを示し、「譜代」の筆頭に位置する直孝・

忠明はその立場に基づいて幕政に参与したという。徳川將軍家の武威を支える大名集団が「譜代」という語で概念化されたことにより、両名の行為や立場を「譜代」の範疇でとらえ直す必要があるだろう。幕政参与にとどまらず、「譜代」としての登城や出仕といった行為からも両名のあり様を検討していく。これにより、家光政権を構成した諸勢力の関係のさらなる解明につながるだろう。

直孝の幕政上の行為の中には、忠明は務めず直孝のみが老中と列座するものがあるのは藤井氏も指摘するとおりである。両名共通の行為と直孝単独のものに区分して検討する。

一 忠明と共通する行為

1 幕政参与の再検討

藤井氏は井伊直孝・松平忠明の幕政参与について、次の通り導き出した。

①直孝・忠明の幕政参与は寛永九年（一六三二）一月に死去した大御所徳川秀忠からその死の直前に拝命したものであり、両名は秀忠死去直後に行なわれたその院号を協議する年寄会議に列座している。

②両名は、年寄の行為のうち申渡しと挨拶を行なっている。年寄から

諸大名・諸役人らへの申渡しのうち、兩名が申渡者となったものは重要事ではあるが数量的には少ない。ただ、兩名の記載がなくとも列座していた可能性は高く、「申渡しおよび申渡しの場合の列座という形での直孝・忠明の幕閣内での役割は、あながち小さなものとすることはできない」とする。挨拶は將軍と諸大名らとの対面儀礼などで將軍に代わり儀礼を行なうものであり、のちに老中となる土井利勝・酒井忠勝らと共に行なうことが多い。

③直孝と忠明の幕政への関わりは、当初同等であったが、その後差異が見られる。その要因は忠明の病気による帰国（寛永十年三月）、直孝の奉公ぶりの良さが挙げられる。

以下、このような認識について再検討する。まず、『江戸幕府日記』^⑤から家光親政当初の直孝の行為を抽出した（表1）。直孝・忠明と老中（酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝）が揃って列座した事例は十五件確認でき、將軍が出座した場での「伺候」四件（4・13・15・41）、「挨拶」四件（10・14・16・40）、「申渡し」二件（24・27）、その他に老中会議や御家騒動の審議への出席などがあつた。一方、老中は務めず兩名のみの行為は八件あり、そのほとんどが参詣・御成など將軍の外出時の伺候、または將軍が料理等を下賜する際の相伴である。

直孝・忠明が揃って年寄衆の会議へ列座したのは、藤井氏を取り上げた秀忠院号協議の一例のみである（1）。拜命直後でまだその役割が確定していなかったためか、それとも次章で見えるような変化に伴うものか、その要因は断定しがたい。少なくとも、その後兩名揃っての年寄会議への出席は確認できず、兩名の役割として定着していない。

それに対して、「申渡し」と「挨拶」は繰り返し行なっていることが確認できる。

「挨拶」は、藤井氏は「將軍に代わり儀礼を行なう」とするが、さらに

限定できる。『江戸幕府日記』寛永九年七月二十六日条には、酒井忠行が家光の面前に召されて父忠世の病状を問われた際「弥無油断可致養生之旨上意掃部・大炊・讃岐御挨拶申上」とあり、「弥無油断可致養生」という將軍の上意を直孝ら伺候者が発言することを「御挨拶申上」と表現していることがわかる。

「挨拶」という語は『江戸幕府日記』に特有の表現であり、他の史料では「挨拶」を使わずに同様の行為が示されることがある。次の事例はその一つで、直孝らの発言や着座位置が判明する。

寛永十二年三月十一日、柳川一件の尋問が將軍家光が出座のもとで行なわれた。図1はその際の座配図である。尋問は江戸城本丸大広間で行

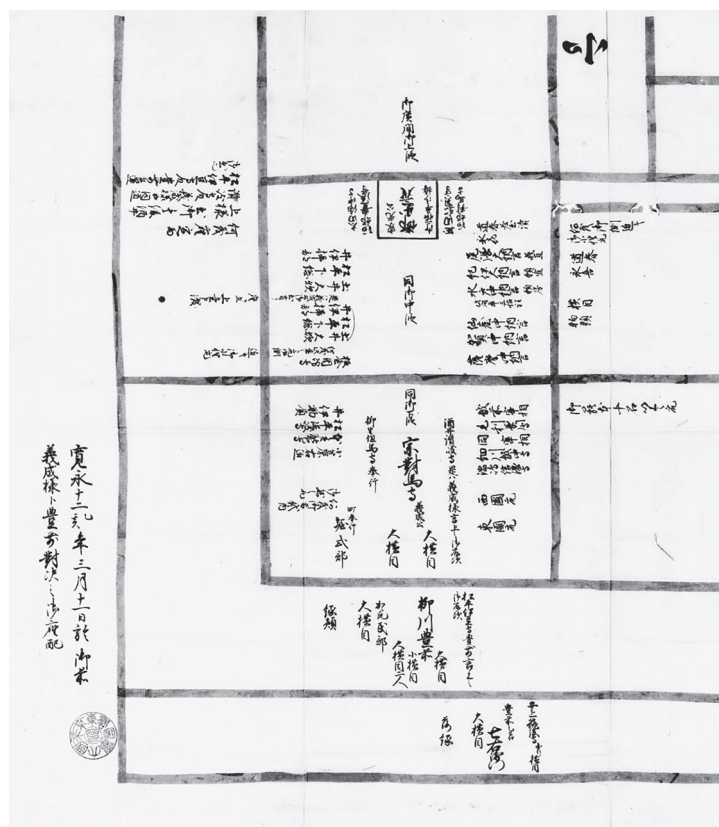


図1 公事対決之御座配図（東京大学史料編纂所蔵「宗家史料」10-1-7）

表1 井伊直孝の行為と列座者

年	月	日	内容	行為	将軍出御	列座者					典拠史料
						井伊直孝	松平忠明	酒井忠世	土井利勝	酒井忠勝	
寛永9	1	30	秀忠院号案検討の会議に直孝・年寄ら列座	寄合		○	○	○	○	○	B
寛永9	2	22	増上寺にて法事後、土井利勝の宿坊にて齋	齋		○	○	○	○	○	B
寛永9	7	2	国替を命じられた池田光政・光仲家臣へ帷子等を下賜。直孝ら挨拶	挨拶	○	○		○	○	○	A
寛永9	7	24	増上寺台徳院廟へ将軍参詣、直孝ら御堂縁に祇候	伺候	○	○	○		○		AB
寛永9	7	24	将軍還御後、諸大名奉拝の間、直孝ら祇候	伺候		○			○	○	A
寛永9	7	25	崇伝登城、直孝らに对面	对面		○			○	○	B
寛永9	7	25	崇伝へ増上寺領寄進文言につき直孝らから発言	伝達		○			○	○	B
寛永9	7	26	酒井忠行召出、父忠世養生すべき上意。直孝ら挨拶申上	挨拶	○	○			○	○	A
寛永9	8	4	増上寺台徳院廟へ親王・公家ら参詣、直孝・忠明御堂縁に伺候	伺候		○	○				B
寛永9	8	30	増上寺へ大覚寺門跡参詣。直孝ら挨拶のため遣わさる	挨拶		○	○		○	○	A
寛永9	9	15	崇源院七回忌法事、増上寺へ将軍参詣。崇伝、直孝・忠明と同道御目見	同道	○	○	○				B
寛永9	9	15	将軍還御後、御三家・公家ら焼香の間、直孝ら伺候	伺候		○	○			年寄	B
寛永9	10	6	毛利秀就御目見、参勤御礼。直孝ら祇候	伺候	○	○	○		○	○	A
寛永9	10	10	京極忠高・鍋島勝茂・蜂須賀忠英参勤御礼、直孝ら挨拶	挨拶	○	○	○		○	○	A
寛永9	11	1	月次御礼日、御三家対顔の間直孝ら祇候	伺候	○	○	○		○	○	A
寛永9	11	1	浅野光晟・浅野長直参勤、継目御礼。直孝ら挨拶申上	挨拶	○	○	○		○	○	A
寛永9	11	11	崇伝、将軍虫気の見舞い状を年寄へ遣わす	取次		○		○	○	○	B
寛永9	11	22	二丸茶屋で三家に御茶賜う。直孝・忠明相伴	相伴	○	○	○				C
寛永9	12	13	西丸酒井忠世邸へ将軍御成。直孝・忠明相伴	相伴	○	○	○				A
寛永10	1	13	御座間で御三家へ料理下さる。直孝・忠明挨拶	挨拶	○	○	○				A
寛永10	1	20	具足祝儀、直孝・忠明相伴	相伴	○	○	○				A
寛永10	1	24	台徳院一周忌法事、増上寺へ将軍参詣。直孝・忠明御堂落縁に伺候	伺候	○	○	○				C
寛永10	2	10	数寄屋へ出御、直孝らへ御茶下される	下賜	○	○			○	○	A
寛永10	2	16	軍役積定を十万石から千石までの面々へ申渡す	申渡		○	○		○	○	A
寛永10	3	5	黒田騒動、土井利勝邸にて栗山大膳を取り調べる	審議		○	○		○		D
寛永10	3	8	黒田騒動、土井利勝邸にて黒田家重臣が対決、直孝ら列座	列座		○	○	○	○	○	D
寛永10	3	16	黒田騒動、酒井忠世宅に黒田忠之と家老を召し寄せ、裁定を申渡す	申渡		○	○	○	○	○	A
寛永10	4	14	西丸酒井忠世邸へ将軍御成。直孝相伴	相伴	○	○	—				A
寛永10	4	26	直孝年寄中寄合へ着座につき菓子下される	下賜		○	—			年寄	A
寛永10	4	30	松平正綱宅にて寄合、直孝ら出座	寄合		○	—		○	○	A
寛永10	5	13	惣番頭・物頭へ酒井重澄の改易を申渡す	申渡		○	—		○	○	A
寛永10	5	28	松平家信御目見、参勤御礼。直孝・酒井忠行挨拶	挨拶	○	○	—				A
寛永10	6	22	西丸酒井忠世邸へ将軍御成。水戸頼房相伴に直孝加わる	相伴	○	○	—				B
寛永10	6	23	昨日演能の松平利綱ら召出、仰せあり。直孝ら挨拶申上	挨拶	○	○	—		○		A
寛永10	8	3	馬揃御覧に品川飯御殿へ御成。直孝・昵近衆・譜代大小名御目見	供奉	○	○	—				A
寛永10	9	27	国持大名へ堀尾山城守家断絶の上意を伝える	申渡		○	—	○	○	○	A
寛永10	11	15	将軍不例につき月次登城の諸大名は直孝らに謁す	拝謁代理		○	—	○	○	○	A
寛永10	12	1	将軍不例につき月次登城の諸大名は直孝らに謁す	拝謁代理		○	—	○	○	○	A
寛永10	12	27	将軍本復。直孝ら腰物拝領	拝領		○	—	○	○	○	A
寛永10	12	28	松平光長・前田光高、島津家久ら国持大名23名御目見。直孝ら挨拶	挨拶	○	○	○	○	○	○	A
寛永11	1	24	台徳院三回忌、増上寺廟堂に将軍参詣。直孝・忠明御堂縁に伺候	伺候	○	○	○		○	○	A
寛永11	2	3	春日局のもとへ将軍の使者、稲葉正則に父遺領を相続させる旨伝える	伝達		○					E
寛永11	2	10	直孝・忠明ら譜代27名へ御鷹の鶴料理下さる	下賜		○	○				A
寛永11	5	2	天海大僧正召され酒下さる。直孝・忠明列座	列座	○	○	○				A
寛永11	5	6	島津光久御暇・御前腰物拝領、直孝ら挨拶	挨拶	○	○	—		○	○	A

初期大老井伊直孝の二つの役割

三五

注 ①その他の年寄（永井尚政・青山幸成・内藤忠重・稲葉正勝）の列座は省略した。年寄以外の列座は「内容」欄にて示した。
 ②—は、帰国につき江戸不在中を示す。
 ③「伺候」「祇候」の表記は、「内容」欄では史料通りとしたが、同一行為とみなして「行為」欄では「伺候」に統一した。
 ④典拠史料 A：『江戸幕府日記 酒井家本』（ゆまに書房）、B：『本光国師日記』、C：『徳川実紀』、D：『黒田統家譜』、E：『寛政重修諸家譜』（稲葉正則の項）

なわれ、家光は中段の奥に座し、尋問を受ける対馬藩主宗義成は下段、同藩家老柳川調興は縁類に座している。中段から下段にかけて、左右から中央を向く配置で諸大名が着座しており、將軍から見て右脇のもっとも近い位置に井伊直孝・松平忠明・土井利勝が列座した。この三名は左右二度名前が記されており、その中間に「是ハ義成公御出有テ座ヲ立上意申渡」とある。当初、將軍に近い位置に列座していた三人は、宗義成が出てくるとその並びのまま義成の近くへ平行移動し、「上意申渡」をしたということである。

この御前尋問の次第は、対馬藩内で作成された「寛永丙子信使記録」^⑦に次のように記されている。

一同十一日、大猷院様出御、豊前一件之儀御直二御聞被遊ル、光雲院様御前七間半之席ニ御伺公被成、豊前と御対決有之、一件之次第先豊前が為申上候様ニ与之上意二付、豊前御訴段々申上候内ニ光雲院様御答被成候儀十二三ヶ条有之、豊前詞屈候様子ニ相見候節、光雲院様御儀御前近御寄り被成候様ニ与之上意二付、一二豊も御進出御伺公被成候時、酒井讚岐守様ニも御添被成御座、其時御前御尋之条々御返答被仰上ル、

(七ヶ条の尋問内容省略)

右之条々御返答相済候節、御老中様方へ外二申上候儀無之候ハ、豊前引退ケ候様ニ与之上意二付、豊前・七左衛門引退(後略)

ここで將軍の上意は、①対決冒頭「先豊前が為申上候様ニ与之上意」、②柳川調興からの訴えと宗義成からの反論が十二三ヶ条繰り返された後、義成へ「御前近御寄り被成候様ニ与之上意」、③七ヶ条にわたる「御前御尋」、④尋問終了後、老中に対し「外二申上候儀無之候ハ、豊前引退ケ候様ニ与之上意」の四度示されている。

座配図には「上意申渡」をしたのが直孝ら三名とあり、これらの「上

表2 井伊直孝・松平忠明が列座した「申渡し」

	年	月	日	対象者	内容
1	寛永 10	2	16	十万石より千石まで	軍役積
2	寛永 10	3	16	黒田忠之・家老	赦免
3	寛永 10	5	13	惣番頭・物頭	酒井山城守改易
4	寛永 10	9	27	国持之面々	堀尾山城守改易
5	寛永 12	6	21	諸大名・譜代大名	武家諸法度の申渡

注 ①藤井謙治『江戸幕府老中制形成過程の研究』表7・14「江戸幕府年寄申渡し一覧」(寛永9年6月～12年)の中から、井伊直孝・松平忠明が申渡者に含まれるものを抽出した。

②松平忠明は寛永10年3月から12月の期間は帰国中につき、3・4には列座していない。

意」は彼らが発言したものと考えられる。『江戸幕府日記』では「挨拶」と表現されていた將軍の「上意」を述べる行為が柳川一件の御前尋問の場でも行なわれており、直孝ら三名が脇に列座して「上意」として発言し尋問を進行していた。

「申渡し」については、藤井氏が『江戸幕府日記』より抽出した九十五件のうち、老中に加えて直孝・忠明が列座したものは三件、老中と直孝のものは二件あった(表2)。確かに件数は少ないが、両名が列座するものには共通性が見出せる。両名が列座しないものは、旗本以下への役職・御用任命、跡目、加増、暇等といった実務的な申渡しで、当該者本人へ伝達している。それに対して両名が列座したものは武家諸法度をはじめ重要法令の改定、大名の改易など將軍の政策判断を伴う重要事項である。また伝達相手は、大名の改易の場合、酒井山城守(重澄)の改易を惣番頭・物頭へ、堀尾山城守家の断絶を国持大名へと、当該者の属する集団の者へ公表している。このように、広く諸大名へ重要な発表をする際に直孝・忠明が列座したと考えられる。

また、表1で数件あった「伺候」とは將軍出座の場で傍に列座す

ることであり、「挨拶」は「伺候」した上で行なうことになる。一方、「挨拶」「申渡し」はいずれも將軍の意を伝達する行為という共通性がある。直孝・忠明が老中と共に行なう行為の多くが「挨拶」「伺候」「申渡し」であることから、上意を伝達する行為と將軍の傍に列座する行為の二つが両名の政務上の役割の中核にあったといえるだろう。

2 殿中儀礼での行動

江戸城では日々定例・臨時の行事が繰り返され、諸大名は行事ごとに登城して將軍へ拜謁した。殿中儀礼の研究により、正月・節句・月次などの年中儀礼は元和期より整備されていて家光政権期までに大枠は確立していたこと、殿中での対面儀礼は官位など拜謁者の身分格式に基づき礼席（対面する部屋）、着座位置、装束に格差がつけられ、儀礼の場では將軍との関係や大名間の序列が可視化されることが明らかとなっている^⑧。これを踏まえ、定例の殿中儀礼の中から月次登城と具足祝儀を取り上げて直孝・忠明の動向を確認していく。

まず、家光親政開始当初の月次登城の次第を見ていく。月次登城日には、家光は居室のある「中奥」空間の御座間から「表」空間へと出御し、まず黒書院で対面儀礼を行なう。

一辰之后刻御黒書院 出御、尾張紀伊両重相・水戸黄門御対顔、
（井伊直孝）
 掃部頭・下総・大炊・讃岐御前江祇候、有暫時両重相水戸黄門御
（松平忠明）（土井利勝）（酒井忠勝）
 退去之後、安藤帯刀・成瀬隼人・中山備前守・水野淡路守御前江
（直次）（正徳）（信吉）
 被召出、從御勝手方松平越後守・井伊軼負・松平筑前守・同淡路守・
（前田利治）
 同宮松丸・保科肥後守・松平隠岐守・井伊兵部少御目見、（以下略）
（正之）（定行）（直之）
 『江戸幕府日記』寛永九年十一月一日条

黒書院では、御三家とその付家老、秀忠娘の子である松平光長（越後高田藩主）と前田光高・利次・利治兄弟（加賀藩前田利常の息男）、「譜代」の

初期大老井伊直孝の二つの役割

うち井伊直滋・保科正之・松平定行・井伊直之^⑨が順に將軍の面前に出て御目見した。この時、直孝・忠明は老中土井利勝・酒井忠勝と共に伺候しており行事の執行者側の立場で対面儀礼に臨んでいる。座次は直孝が筆頭で、官位順に並ぶ。次に家光は白書院へ移りその他の大名から月次御礼を受けると、引き続き個別大名の状況により対面儀礼が行なわれた。この日は浅野光晟（安芸藩主）の継目御礼などが行なわれている。光晟は献上品を差し上げると「松平安芸守重而御前江被為召、暫伺公、掃部頭・下総・大炊・讃岐挨拶申上訖」と、再び御前に召されて直孝らが「挨拶申上」げた。御三家対顔時に伺候していた四名がここで挨拶しており、彼らはその間の諸儀礼でも伺候していたと考えられる。

月次登城では諸大名が格式に応じて順に將軍へ拜謁して御礼を申し上げる。『江戸幕府日記』には記されないが、直孝や老中もどこかの段階で拜謁していると推測できる。江戸後期の月次登城では、老中の礼席は「中奥」にある御座間であり、「表」出御の前に御目見してそのまま黒書院へ出御に供奉していた^⑩。その頃の黒書院での対面者は御三家や加賀前田家、「譜代」上層の系譜を引く溜詰らであり、寛永期と大差ない。そのため、御座間での老中の対面も江戸後期と同様のものが寛永期にすでに行なわれていたと推測できる。「表」出御に供奉する者はその前に御目見するという考え方であろう。そうであれば、直孝・忠明の礼席も老中と同様、御座間であったと推測できる。

次に、正月行事の一つである具足祝儀を取り上げる。具足祝儀は、正月に飾った家康所用の齒朶具足に供えた鏡餅を開いて將軍とその家臣で分けるといいう正月行事で、一月二十日（家光没後は一月十一日）に執り行われた。

『江戸幕府日記』寛永十年一月二十日条に

一御具足餅御祝酒井阿波守献之、御配膳衆并宿老衆長袴着之、井伊掃部頭・

松平下総守御相伴御盃被下之、於萩之間御譜代面々御祝之餅頂戴

とあり、直孝と忠明が具足祝儀に相伴したとある。式の詳細は『江戸幕府日記』の別の年次に示されている。

一 御黒書院御床ニ御召之御具足御甲并御太刀御陣刀御陣脇差飾之
一 午刻御黒書院 出御御半袴

(中略)

一 御熨斗出御三方ニ載之 池田帯刀役之

一 御盃出 牧野佐渡守役之

一 御具足之餅出 池田帯刀役之

次井伊掃部頭・松平下総守御向之方ニ着座半袴、御具足之餅出之、

掃部頭給仕加々爪甲斐守、下総守給仕黒田淡路守

一 御銚子出御酌池田帯刀役之、御加牧野佐渡守役之、御前江被召上御盃御銚子

ニ載之、掃部頭ニ被下之、加無之

一 別之御盃ニ而被召上御銚子ニ載之下総守ニ被下之、加無之、御銚子

子入

(中略)

一 御連歌之間次之席へ御成之節、廊下ニ加藤式部少・毛利甲斐守・

御譜代之大名並居御目見、暫時御連歌被為聞

(『江戸幕府日記』寛永十八年一月二十日条)

將軍が黒書院に着座して具足餅と酒が面前に出されると、相伴者である直孝・忠明が將軍の正面に着座して具足餅が出され、將軍が手を付けた盃がそれぞれ兩名に下された。

それ以前の状況を確認すると、『徳川実紀』には具足祝儀そのものは秀忠政権から実施されている記載があるが、相伴者は確認できない。兩名以外の相伴者は、土井利勝と酒井忠勝が務めた年が一度だけある(表3)が、連続性はなく例外的といえる。このように相伴者はほぼ直孝・

忠明に限られていた。また、具足祝儀では相伴者以外にも餅が下賜されている。「御譜代面々」(寛永十年)の他、寛永十八年には「物番頭・物頭之外殿中祇候之面々」へも下賜されている。ただ、譜代衆は將軍が黒書院での式を終えて移動する途中で廊下に並んで御目見した後、別室で具足餅を下された。物番頭以下へは御目見もなく、御目見の有無や下賜される部屋により身分序列があらわされている。一方、御三家や外様大名はこの日登城せず具足祝儀には加わらない。徳川將軍の軍事的象徴である家康所用の具足に供えられた餅を共食するという行為から考えて、具足祝儀とは將軍とその軍事力を構成する家臣との軍事的団結を再認識する意図が読み取れる。その中で直孝と忠明のみが將軍と同じ空間で餅を下賜され盃を交わしており、徳川の軍事指揮官としての格の高さをあらわすと考えられる。

表3 具足祝儀の相伴者

年代	井伊直孝	松平忠明	土井利勝	酒井忠勝	典拠
寛永 10	○	○			A
寛永 11	○	○			A
寛永 12	○	○			A
寛永 13	○	○			A
寛永 14		(不詳)			
寛永 15	○	婦国中	○	○	A
寛永 16	○	○			A
寛永 17	○	婦国中			A
寛永 18	○	○			A
寛永 19	○	婦国中			B
寛永 20	○	婦国中			C
正保元	○	煩い			A

典拠史料 A:『江戸幕府日記 酒井家本』(ゆまに書房)、B:「天寛日記」(国立公文書館「内閣文庫」163-180)、C:「柳営録」(同 163-192)

3 「譜代筆頭」集団の特質

月次登城と具足祝儀での両名の行動を通じて次の二点が導き出せる。一つは直孝と列座し同格として行動するのは忠明だけであるという点である。両名により一つの集団を形成していたともいえよう。また、この集団の形成時期は秀忠没後であり、秀忠の存命時にはまだ成立していなかった。寛永九年一月、直孝は秀忠の病床を三度見舞うが、一月七日と九日には松平定行、十九日には忠明と連れ立っている（『江戸幕府日記』）。忠明は同月五日に甥の松平忠隆が死去したためその忌服により出仕できなかったという事情があり、「譜代」の官位序列で忠明の次に位置する定行が代わりに同行したと思われる。ところが、秀忠没後には直孝と定行の組み合わせで列座する事例は確認できず、秀忠遺命で直孝・忠明両名により「譜代筆頭」集団が形成され、特定の役割が付与されたと考えられる。

もう一つは、両名の本質は將軍の軍事を担う「譜代」の筆頭といえる点である。具足祝儀での相伴は重要な意味を持つ行為といえる。そのほか、將軍の外出時にも「譜代筆頭」集団は將軍のもっとも近くに供奉している。

將軍が公式行事で外出する先の多くは父祖の廟所である。寛永九年七月、増上寺内に秀忠廟堂が完成した時にその参詣礼式が規定されており、完成後はじめて参詣した時の配置図（図2）によると、家光と御三家が廟堂の中で焼香する間、直孝・忠明と老中土井利勝がその縁に伺候している。また、寛永十三年四月の日光社参では、十七日の東照社祭祀で「尾紀両卿・松平出羽守直政・毛利甲斐守秀元・立花出羽守宗茂・有馬玄蕃頭豊氏并井伊掃部頭直孝・松平下総守忠明及諸老臣陪従す」、翌十八日の御経法会で「尾紀の両大納言御末に侍座せられ、井伊掃部頭直孝、松平

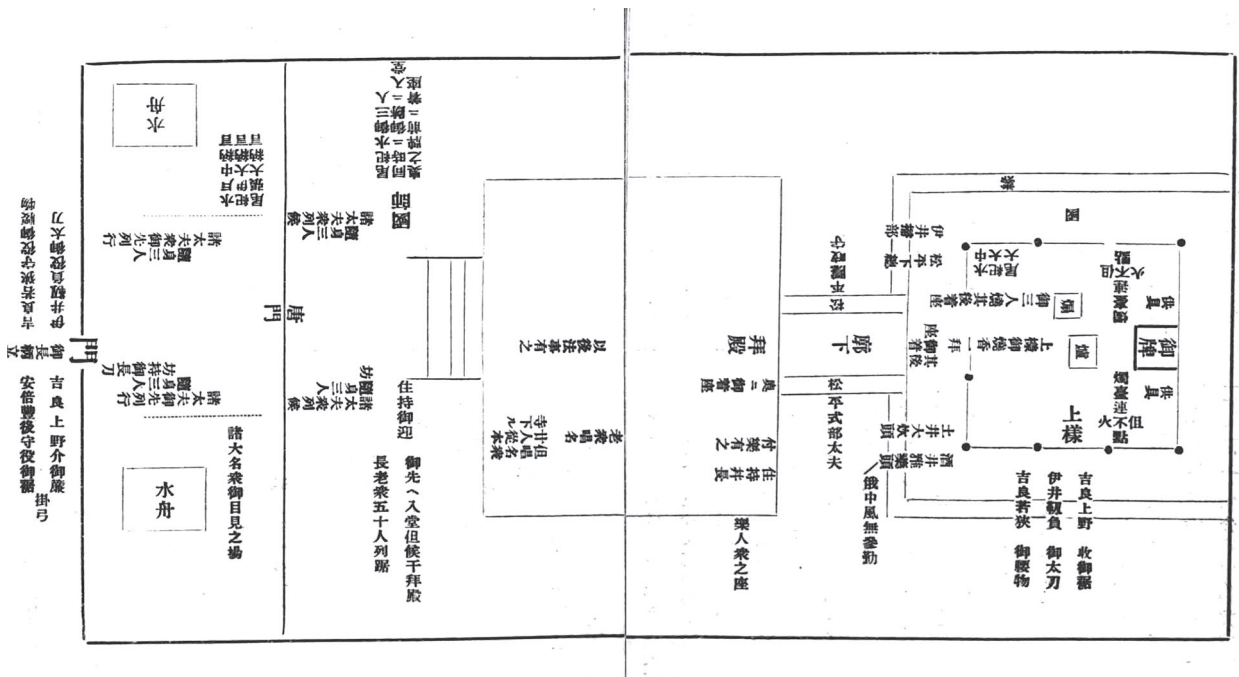


図2 『本光国師日記』（『大日本仏教全書』1922年、国立国会図書館デジタルコレクションより転載）寛永9年7月24日条より

下総守忠明、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝は階下に伺候」とある（『徳川実紀』）。このように、將軍の祖廟参詣時に直孝・忠明は列座して臨み、將軍が参詣する間はもつとも近い位置で供奉した。

その他の將軍の外出行事には、大勢で將軍の周辺を囲んでその權威を誇示するものもあり、直孝・忠明がその筆頭にいた。その最たるものは上洛時の参内行列である。寛永十一年七月十八日の参内行列では上洛したすべての譜代大名が將軍の前後に供奉した。その並び順は、將軍のすぐ後ろに少將の直孝、侍従の忠明、ついで前日に侍従に叙任された松平定行・保科正之・本多政朝と続く^⑬。將軍外出時、「譜代」衆がまとまって供奉する場合は直孝・忠明がその筆頭に位置し、最小限の人数のみの場合は両名のみが供奉したということになる。

以上より、直孝・忠明は「譜代筆頭」集団を構成して、將軍の行動に随従し、その発言を伝達または伝達の場合に列座したことを確認した。その行為は將軍の行動または発言に連動するという特徴がある。両名の行為の意味を考えると、彼らが傍にすることで將軍は「譜代」の軍事力に護衛されていることを象徴的に示すことになる。また、將軍の発言を伝達する場に列座することはその発言を承認していることになり、発言内容を保証する意味が込められていると考えられる。

二年寄の一員としての井伊直孝

1 直孝の年寄衆入り

本章では、忠明は務めず直孝だけが老中と行動を共にする行為に注目する。

寛永九年五月頃、直孝は老中の政務に参画している。五月十五日の細

川忠興書状に「雅楽頭殿ハ御留守居、大炊殿ハなく成候は、伊掃部殿（土井利勝）・讃岐殿迄にて候、御年寄衆兩人迄にてハ、召遣たり申間敷候哉」とあり、直孝は「御年寄衆」の一員と認識されていた。同書状には「雅楽殿・大炊殿・伊掃部を被召、切々御談合之由候」と、家光が酒井忠世・土井利勝と直孝を召して度々談合しているとも記している。また、その頃在府していたオランダ東インド総督特使ウィルヘルム・ヤンセンの日記には、寛永九年五月十九日、ヤンセン配下の者が年寄の寄合が開かれている酒井忠世邸へ赴き、閣老井伊掃部頭に対面したと記されている^⑭。これらより、この頃の直孝は「年寄」と認識され、年寄衆の寄合に出席していたことが判明する。

寄合への出席以外にも、この頃より直孝が老中同等の行為を開始しているものがある。六月十三日の細川忠利書状に「掃部殿我等御取成候様ニ申来候、必定二候ハ、忝かり候由可被仰候、三斎御目見ニも御取成之由、三斎被申越候」とある^⑮。細川忠興・忠利父子から將軍家光への「御取成」を自分が担うと、直孝が連絡してきたのである。ここでいう「御取成」とは、大名から將軍への言上を仲介することであり、一般的に「取次」ともいわれている。当時は年寄の役割の一つとされていた。実際、細川氏から老中と直孝に宛てて同文の將軍見舞状が遣わされている。寛永九年十二月に細川家の江戸屋敷が類焼して家光から見舞いの上使が派遣されると、在国中の細川忠利は寛永十年一月十七日付で土井利勝、酒井忠世、酒井忠勝、井伊直孝、稲葉正勝それぞれに宛てて「過分至極奉存候」との意を「御次之刻御取成」願う旨の書状を送った^⑯。五通とも同文であり、老中と直孝が同様の「御取成」を行なっていたことが判明する。

細川氏以外にも同様の事例が確認できる。『本光国師日記』寛永九年十一月十一日条に「上様御虫気之由、御見舞に御年寄衆へ書状遣ス、案

在左（土井利勝宛て書状文面中略）右之文章にて、酒讀岐殿、稲丹後殿、内伊賀殿、伊掃部殿、松平伊豆殿、酒雅樂殿へ書状遣す」とあり、金地院崇伝が家光の見舞いのため書状を遣わした「年寄衆」とは、土井利勝、酒井忠勝、稲葉正勝、内藤忠重、井伊直孝、松平信綱、酒井忠世であった。この事例からも、直孝が年寄衆の一員として將軍への取次行為をしていたことが確認できる。

直孝による取次行為が二氏に対してなされていることが史料上確認できた。このことは、彼らだけに例外的になされたものではなく、他の大名へ同様に取次行為がなされていたことを窺わせる。直孝が取次を行った相手の範囲は確認できないが、少なくとも細川氏と同格である国持大名に対しては行なっていたのではないだろうか。

以上、直孝は寛永九年五月頃には年寄衆の一角を占めており、將軍面前での年寄会議や年寄中の寄合へ出席し、老中と同様の取次行為をしていたことを確認した。

2 老中との関係

直孝は年寄衆の一角に加わったとしても、すべて老中と同等であったわけではない。例えば、藤井氏の研究にありとおり、直孝は日常的な老中奉書へは加判せず、この点で老中とは差異がある。また、オランダ人ウィレム・ヤンセンはその日記で直孝を「(閣老) 会議の議長」と表記しており、彼に幕閣各人を説明した者は直孝が他の老中と対等ではなく格上の人物であると説明したと思われる。

本節では、このような直孝と老中の相違点について、幕閣会議での立場をもとに考える。

その例として柳川一件後の朝鮮外交に関わる文書作成協議を取り上げる。柳川一件は、寛永十二年三月、將軍家光の親裁により対馬藩主宗義

成に引き続き朝鮮外交を担わせる裁定が下された。従来の国書は改竄されていたため刷新した形式の外交文書を作成する必要があり、義成は幕府側と協議してその作成を進めた。裁許後初めて作成した外交文書である馬上才に対する礼状²⁰の作成過程を一章でも用いた「寛永丙子信使記録」により見ていく。

義成はまず、流罪となった外交僧に代わる外交文書作成者の派遣を老中に求めるが、断られたため配下の僧に草案を作成させて老中へ提出し、老中土井利勝・酒井忠勝と金地院崇伝、林羅山から指摘を受けて修正した。五月十七日に提示した第一案以降、指摘に沿って修正して提出すること三度、ようやく老中が承認した文案ができあがると、二十三日に井伊直孝・松平信綱が同席して審議が行なわれた。その審議では、林羅山が文面を読み上げると、直孝は「此書礼曹と対礼二候哉」と、宛先の礼曹（朝鮮高官）と差出者が対等な礼式かどうかを尋ねた。対等という回答が得られると、次に直孝は外国とは官位の上下が異なるので外交文書では官位格式に構わず対等な礼式とするべきと、朝鮮との外交文書作成にあたっての基本原則を述べた。この質問は、直孝の個人的関心からなされたものとは思えない。対礼かどうかという点は、五月十七日の第一案に対する老中からの指摘にもあり、幕府の方針であったと考えられるからである。柳川一件後の朝鮮外交については將軍と年寄衆により協議されており、すでに対礼という方針は定まっていたのであろう。直孝の質問は、提示された文書案がその方針に適合しているかを直接問いただしたものであるだろうか。二十三日の会議では引き続き老中土井が「礼曹之音物ハ輕少ニ候処、此方之返礼ハ数多ニ候段不可然」と述べる。直孝は「無用之費者御省キ可然」と回答し、土井が示した返礼品を減らす案に対して直孝は賛意を示した。また、直孝が「書契之中ニ礼曹之音物此方之返物被書入有之候段崇敬之道ニ無之様ニ相見候」と、文

書中に音物・返物の品名を書き込むのは「崇敬之道」から外れると指摘したのに対しては、宗義成が以前からの通りであると回答して了解が得られた。以上のようなやりとりからみて、この会議は老中から直孝へ諮り、直孝も疑問点を問いただす場と考えられる。

この会議を通じて直孝と老中の役割の違いを読み取ることができ、老中は宗氏から直接相談を受け、案の作成に直接関与した。それに対して、直孝は案の作成には関与せず、老中のもとで承認された案を審議するのがその役割であったと理解できる。

当時は將軍家光による親裁体制が採られていた。寛永十一年三月三日に出された老中宛法度では、老中の取り扱う御用・訴訟は將軍へ言上するよう規定されており、その一つに「異国之事」があったことが知られている²²。この規定に照らすと、朝鮮外交文書も最終的に將軍へ言上して裁可を仰ぐことになる。二十三日の会議の位置づけは、將軍へ言上する前の段階で直孝へ諮問したものと見える。史料上は追えないが、直孝の承認が得られると次に將軍へ上覧されたのであろう。

ただし、本件のように直孝へ諮られた事案は限られていたと思われる。細川忠利の書状に、直孝は「こまかなる儀ニハ不被召出候²³」とあり、直孝は細かな案件の会議には召し出されなかったという。言い換えれば、將軍の政務判断を伴うといった重要案件のみ直孝は関与し、御前会議へ出席するほか、老中の政務案に対して意見を述べたと理解できる。先の事例で、直孝は將軍のもとで決定していたと思われる方針通りに外交文書が作成されているか確認していた。また、老中土井が宗氏に非協力的な態度を見せる中、直孝が宗氏へ内々に助言していたこともあった²⁴。將軍親政により決定されていた枠組通りに老中が政務を執っているか確認し、場合によっては大名へ個別に指南する²⁵ことも直孝の役割であったと考えられる。

3 登用背景

家光が直孝をこのように登用した背景を探る。

家光親政当初の幕閣の体制は秀忠遺命により定められていたが、家光が寛永九年五月頃からその改変に着手したことは藤井氏の研究で示されている。秀忠政権以来の年寄である酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝が引き続き政権の中核にいる体制を改変しようとし、家光は酒井忠世を西丸留守居に命じて年寄からの離脱をはかる一方で、みずからの小姓であった稲葉正勝を重用して年寄中での地位を引き上げた。前述した五月十五日の細川忠興書状は改変開始直後の状況を示している。

では、家光と秀忠時代以来の老中との対立構造のもと、直孝はどのような立場にあったのだろうか。稲葉正勝は翌年、病状が悪化して政権から離れて帰国するが、その状況について細川忠利は「丹州煩²⁶、掃部殿も迷惑かりの由」という情報を得ている。稲葉の病気による不在で直孝が困っているというのである。この文脈から、直孝は稲葉と歩調を合わせて政権に臨んでいたと理解でき、稲葉と同様、將軍家光に近くその親政を支える存在であったと推測できる。

柳川一件でもこの構造がみられる。一件では、土井利勝は敗訴した柳川調興に味方しており、裁定後、勝訴した宗義成へ厳しい態度をとっていた。そのような義成に味方し、その任務が遂行できるよう支援したのが家光や直孝であった²⁷。

直孝は秀忠政権時には政権の中枢に参画していない。直孝は元和元年（一六一五）に家督を継いで以降、寛永三年までに江戸へ参勤したのはわずか三回で、基本的に彦根に在国しながら京都へ頻繁に出向いている。同年を境に在京しなくなったのは、同年に実施された二条行幸による朝幕関係の安定化の影響であろう。寛永三年までは二条行幸で示された朝

幕融和にいたる交渉にたずさわっていたと考えられる。その後、寛永五年から八年まで三度参府しているが、その時期に秀忠や年寄らとの間に特段の関係を結んだ形跡は見出せない。秀忠との関わりでは、慶長八年（二六〇三）、直孝が十四歳で秀忠付として仕官したという「寛永諸家系図伝」の記述があるが、井伊家当主に就く前の若年期の關係が秀忠没後にまで影響を及ぼしたとは考えがたい。

家光が直孝を重用しようとする兆候は寛永九年三月からあった。三月十日の細川忠利書状に「掃部殿（井伊直孝）花かふり申候由」とある。同様の表現として、稲葉正勝と堀田正盛に対して評された「出頭花がふり申候」があり、藤井氏によるとこれは出頭人としての地位の上昇を意味するといふ。いずれも細川忠利が用いており、類例が他にない独自の表現のため、類似した現象を示すと考えてよいだろう。

以上の状況から判断して、直孝の幕閣内での立場は稲葉・堀田ら家光子飼いの者と近く、親政を開始した家光が秀忠政権以来の年寄と対峙するため登用した者の一人であったと考えられる。

三 「譜代筆頭」集団としての松平忠明

1 忠明の帰国がもつ意味

藤井氏は、秀忠の遺命では同等であった直孝・忠明の幕政への係わりが変化して、寛永十一年頃には忠明の幕政参与の役割は小さくなったとし、その要因として忠明の帰国と直孝の奉公ぶりの良さという二点を挙げた。忠明は三年間在府すべしという秀忠の遺命を受けていたが、病氣のため翌十年三月に帰国して政権から離れたという。本節では、この点を再検討していく。

三年在府の遺命が記される最初の史料は、忠明の没後まもなくその臣岡嶋康之によって著された「御行状」^⑨である。「秀忠公寢疾明年正月薨、当期時今之大君（家光）猶壯也、太守（忠明）先後三年勤省武城与聞政務」とある。家光が若いため忠明に三年在府して政務をあずかり聞きようにと秀忠から遺命が下されたとある。この三年とは、額面通り三年間の在府を命じたとは考えにくい。遺言時点からみて将来のことであり、実際には政治状況により判断することになるためである。政務の状況によって一度の帰国を取りやめて三年在府することもあり得るといふ意味ではないだろうか。実際、直孝や老中酒井忠勝は寛永十一年の將軍上洛終了後に数ヶ月間帰国しており、政治状況にあわせて暇を得ている。忠明帰国時の政治状況を見ると、暇が下されたのは黒田騒動の裁定の三日後にあたる。また、忠明へは暇と共に名物の茶入が下賜され、同時に直孝へも領地が増加されている。両方とも恩賞として下される性質をもつものであり、家光政権への尽力に対する褒美と考えられる。秀忠廟の造立、徳川忠長や加藤忠広の改易、黒田騒動の裁定といった重要案件を落着かせて政情が一段落したタイミングで忠明へ暇が下されたと考えられる。

寛永十年三月に帰国した忠明は、同年十二月に参府する。参府後の忠明は帰国前と同様の役割を果たしたのかを確認していく。

『江戸幕府日記』寛永十年十二月二十八日条には、「(国持大名二十三名) 御目見一人宛、被召出暫有之退去、挨拶井伊掃部（直孝）・松平下総（忠明）・酒井雅楽頭（利勝）・土井大炊頭（忠勝）・酒井讃岐守也」とあり、参府した忠明は帰国前と同様、直孝と列座して挨拶行為を行なっている。その他、柳川一件の御前尋問(図1)、武家諸法度の改定の申渡しや朝鮮通信使の登城⑩といった最重要行事で忠明は直孝と列座して臨んでいることが確認できる。

しかし、『江戸幕府日記』の記述による限りその頻度は明らかに減少している。このことをどのように考えればよいだろう。『江戸幕府日記』で

は、家光政権発足から数年を経た寛永十二年頃になると、定例行事の詳細な内容までは記述されなくなっている。一例を挙げると、寛永九年十月に毛利秀就・蜂須賀忠英・浅野光晟ら国持大名が参勤し將軍に御目見した際には直孝らが伺候あるいは挨拶したという記述があるが、寛永十二年二月に彼らが参勤登城した時には挨拶者が記載されていない。毎年繰り返される行為は特記されなくなっただけで、この時も直孝・老中は挨拶または伺候したと推定できる。その中に忠明も含まれるかどうか、史料上確認はとれないが、寛永十三年の朝鮮通信使の登城儀礼時には忠明は直孝と列座していることから、兩名が殿中儀礼で同格にある状態は変化していないと思われる。忠明は寛永十年の帰国後も、ほぼ一年ごとに帰国しており、在府時には日常的な殿中儀礼でも直孝と列座していた可能性は高いだろう。

寛永十四年に入ると、家光の病気により定例の殿中儀礼は休止することになり、兩名同格の行為を確認することは難しい。それでも、直孝が家光のために御膳を献じ、能・風流を催したのと同規模のものを忠明も行なっており、兩名が將軍に対して同様の格式で接していたといえる。以上より、忠明は帰国しても秀忠遺命による役割から離れたとは考えられないという結論が導き出せる。

2 新たな役割付与

忠明は寛永十四年十一月二十九日に暇を得て十五年十二月に参勤すると、十六年三月に姫路へ国替えが命じられている。寛永十四年の帰国は島原の乱への出兵準備とも伝わり、姫路への国替えはキリスト教徒が日本に攻め入るといふ風説がありこれに備えるためという伝承がある。寛永十六年はポルトガルを追放して鎖国が完成した年であり、姫路への国替えがそれに伴う軍事的布石であることは間違いないだろう。寛永十四

年の帰国も含め、「譜代」の本来的役割である軍事力が期待されての任命といえる。これにより江戸を離れる期間が長くなるが、寛永十七年・同十九年の將軍日光社参にあわせて参府し、日光へ供奉している。また、寛永十七年の日光供奉以降、翌年二月の帰国までの間には、將軍外出時や料理拝領の際に直孝と列座している。新たな役割が付与されたとはいえ、それは「譜代筆頭」の立場に立脚したものであり、直孝と共に「譜代筆頭」集団を構成する状態から変化していないと考えられる。

兩名が拝命した役割が幕政参与であると考えると、帰国して政権から離れることは拝命した役割からの離脱と判断することになる。しかし、拝命したものが「譜代筆頭」という格式をもとにする集団と考えれば、帰国してもその格式に変わりはない。江戸中期に成立する殿席とその性質は類似していると考えられる。殿席は將軍との親疎関係や官位を基準に大名を七区分したもので、登城時の礼席は殿席ごとに定められたほか、同席の大名は同格とされ、役の負担も殿席を基準に選定された。これまで述べてきた通り、「譜代筆頭」集団には同様の性質が認められる。井伊家の殿席は常に溜詰であった。「譜代筆頭」から溜詰へ直接つながるわけではないが、「譜代筆頭」集団は殿席による大名のグループピングの前身形態の一つとみなせるのではないだろうか。

おわりに

以上、本稿で明らかにしたことをまとめておきたい。

井伊直孝と松平忠明は、大御所秀忠の遺命で「譜代筆頭」の格式に基づく集団を形成すると、將軍家光の対面儀礼や外出に供奉し、その発言の伝達などを老中と共に行なった。一方、家光が子飼いの稲葉正勝らを重用して自身の幕政への影響力を強化しようとする動向の中で、直孝が

年寄衆に加えられた。年寄の会議に出席し、大名の取次を行なう点は老中と共通するが、関与したのは幕政の重要事のみに限定されるという違いがある。この差は、老中は幕政全般を執行するのを職務としたのに対し、直孝は家光親政の実現を目的とするというスタンスの違いに帰結できるだろう。「譜代筆頭」の役割も、年寄としての直孝も、根本的には將軍本人に寄り添い、その政務と威光を補佐するものといえよう。

老中の政務に同席する直孝の行為は、のちの大老職と類似点が多く、その前身と判断できる。一方、直孝・忠明列座しての行為は、井伊直興・直幸・直亮が大老就任前に拜命している「御用部屋入り」に類似している。「御用部屋入り」は役職ではなく溜詰の範疇にありながら、老中の御用部屋に入って將軍の御機嫌を伺うことを許された立場で、殿中での礼席が老中とともに御座間となる点などが直孝・忠明と共通している。ただし、直孝・忠明の役割がそのまま次世代以降へ継承されて大老職・御用部屋入り・溜詰が成立したわけではない。忠明没後しばらくは二つの役割ともに直孝一人で担い、その間に家光に嫡子家綱が誕生してその成長儀礼にも直孝は関わる。その状態の直孝の役割が保科正之、榊原忠次、井伊直澄・直興へと継承されていくが、その過程で変質や再編がある。引き続き、直孝の各役割が次世代以降どのように継承されていったかを追い、彼らの幕政上の位置づけや存在意義について考えてみたい。

注

- ① 野田浩子「江戸幕府初期大老と井伊直孝の役割」〔立命館文学〕六〇五号、二〇〇八年。
- ② 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』（校倉書房、一九九〇年）。
- ③ 三宅正浩「江戸幕府の政治構造」〔岩波講座日本歴史 第十一巻 近世二〕岩波書店、二〇一四年。
- ④ 前掲注②藤井著書一一一頁。

初期大老井伊直孝の二つの役割

- ⑤ 『江戸幕府日記 姫路酒井家本』（ゆまに書房）。
- ⑥ 厳密には寛永十一年に職務が制定されて老中の成立となるが、本稿では職務制定以前であっても加判する年寄を老中と称し、加判しない年寄を含んだ年寄集団を年寄衆と称する。
- ⑦ 東京国立博物館蔵、QB—三二九九。
- ⑧ 二木謙一『武家儀礼格式の研究』（吉川弘文館、二〇〇三年）、大友一雄「近世の武家儀礼と江戸・江戸城」〔日本史研究〕四六三、二〇〇一年。
- ⑨ 彼らの官位は、井伊直滋は侍従、松平定行は四品であるが、保科正之と井伊直之は五位であり、官位序列による区分ではなさそうである。井伊直政の妻は徳川家康の養女であることから、井伊家は徳川一門並に処遇されていた（野田浩子『井伊直政』戎光祥出版、二〇一七年）と考えれば、黒書院で御礼する者はいずれも徳川一門とみなすことができる。
- ⑩ 松平秀治「江戸幕府老中の勤務実態について」（兎玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年）。
- ⑪ 野田浩子「大名殿席『溜詰』の基礎的考察」〔彦根城博物館研究紀要〕十二号、二〇〇一年。
- ⑫ 「明後廿四日三縁山靈廟御詣の儀注を御前にて諸老臣と共に議定せらる」（『徳川実紀』寛永九年七月二十二日条）。
- ⑬ 「將軍家光公御上洛之記」（『徳川礼典録』上）。
- ⑭ 「大日本近世史料 細川家史料」（東京大学出版会、以下『細川家』と略記する）四卷九五八。
- ⑮ 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第二輯（岩波書店、一九六九年）一六三二年七月十六日条。
- ⑯ 『細川家』十六卷一五八九。
- ⑰ 『細川家』十七卷一九三二。
- ⑱ 直孝の加判が確認できる奉書は、寛永十六年七月五日付の「かれうた船」渡航禁止など数例で、いずれも加判の列から外れた土井利勝・酒井忠勝も加判する幕政の重要事である（前掲注②藤井著書）。加判しているということはその内容に関与していることを意味し、直孝が関与した政務の範囲が推測できる。
- ⑲ 前掲注⑮史料、一六三二年八月十九日（寛永九年七月四日）条。

- ⑳ 幕府から派遣が要請されていた馬上才(乗馬曲芸団)一行が三月晦日に江戸へ到着し、將軍への曲馬を披露した。
- ㉑ 朝鮮外交の諸事を老中土井・酒井利勝へ問い合わせたが充分な答えが得られなかったとして宗義成が直孝へ相談した際、直孝は「大炊頭殿 讃岐守殿へ可被達 上聞候間、近日御差函可被仰付与存候、若も衆議ニ及候ハ、委曲可申談」と回答する(「寛永丙子信使記録」寛永十二年四月十三日条)。ここから朝鮮外交の案件は老中から將軍へ提示して決定されるといふ過程を経ていることが読み取れる。
- ㉒ 前掲注②藤井著書。
- ㉓ 寛永十二年三月十日付細川忠利書状案(『細川家』十二卷七九六号)。
- ㉔ 前掲注②の事例。
- ㉕ 三宅正浩氏は、阿波蜂須賀家が親類関係に基づいて直孝から指南を受けていたとする(「近世前期蜂須賀家と親類大名井伊直孝」(『近世大名家の政治秩序』校倉書房、二〇一四年、初出は二〇〇六年)。それが可能であったのは直孝が年寄の一員であったためであるが、直孝側からみて親類大名とそれ以外の者への指南には内容的な差異があったのか、今後検討を要すると考へる。
- ㉖ 寛永十年八月一日付細川忠利書状(『細川家』十七卷二二八七)。
- ㉗ 田代和生『書き換えられた国書』(中央公論社、一九八三年)。
- ㉘ 『細川家』十六卷一五四〇。
- ㉙ 行田市郷土博物館蔵、奥平家文書五二。
- ㉚ 直孝は、結果的にはこの一度しか帰国していないが、正保元年(二六四四)に彦根の家臣へ宛てて「直孝儀も定而年来年時分ハ御暇被下、其元へ参りて可在之候」(彦根市史近世史部会編『久昌公御書写』井伊直孝書下留)七十二と伝えており、帰国計画があったことがわかる。
- ㉛ 『江戸幕府日記』寛永十二年六月二十一日条、寛永十三年十二月十三日条。
- ㉜ 『江戸幕府日記』寛永十四年八月二十五日条、同年九月十七日条。
- ㉝ 『徳川実紀』寛永十四年歳末条。
- ㉞ 『侯家編年録』(前田育徳会蔵)寛永十六年三月条。
- ㉟ 松尾美恵子「大名の殿席と家格」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五十九年度)、「近世大名制の成立」(『学習院史学』三三、一九九五年)。
- ㊱ 野田浩子「井伊家の家格と幕府儀礼」(朝尾直弘編『譜代大名井伊家の儀礼』サンライズ出版、二〇〇四年)。

(本学授業担当講師)